



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 37, 2023年7月～8月)



※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2023年7月～8月）

内容

A: 英 FCA、保険契約者に対するサポートに関するガイダンスを最終化（7月3日）	3
B: EIOPA、第三国の保険会社との再保険取引にかかる監督上の期待（案）を公表（7月10日）	4
C: EIOPA、サイバー・ストレス・テストにかかるメソドロジー文書を公表（7月11日）	4
D: FSB、気候関連の財務リスクへの対応にかかるレポートを公表（7月13日）	5
E: 豪 APRA、オペレーショナル・リスクの管理にかかる監督基準を最終化（7月17日）	7
F: FSB、暗号資産の規制にかかる提言を最終化（7月17日）	8
H: 米 NAIC、保険会社による AI の利用にかかる公報案を公表（7月17日）	9
I: EBA、再建計画におけるリカバリー・キャパシティに関するガイダンスを最終化（7月19日）	10
J: 豪 APRA、金融機関の説明責任にかかる規制案を公表（7月20日）	11
K: EIOPA、商品の監督とガバナンスにかかる提言を公表（7月20日）	12
L: 加 OSFI、暗号資産にかかる資本規制案を公表（7月26日）	13

A: 英 FCA、保険契約者に対するサポートに関するガイダンスを最終化（7月3日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、2023年1月に市中協議に付した「経済的に困難な状況にある保険契約者に対するサポートに関するガイダンス」（案）を最終化した。同ガイダンスの主な内容は以下のとおり。

目的	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイダンスの目的は、経済的に困難な状況にある（experiencing financial difficulties）顧客にとって良い結果（good outcomes）を提供するために金融機関が採るべき行動と、達成すべき結果にかかるFCAの見解を示すこと。
良い結果	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、顧客が経済的に困難な状況にあると認める場合、金融機関は、以下の対応を講じるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - 経済的に困難な状況が顧客に与える影響を軽減し、顧客が適正な水準の保険を維持することができるようにし、また、重要な保険を失うリスクを低減するため、顧客が良い結果にフォーカスしたサポートを受けられることを確保すること。 - 情報に基づく意思決定が可能となるよう、顧客が利用可能な選択肢について適切な水準の情報を有することができるようにすること。
指針の提供	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、顧客が経済的に困難な状況に陥った際に利用可能な支援について情報を有することができ、また、金融機関に容易にアクセスできるよう、合理的な措置を講じるべきである。
経済的に困難な状況にある顧客の特定	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、顧客が経済的に困難な状況にあるかどうかを判断する際、以下のような点を勘案すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - 保障の減額を求める、あるいは、保険料の支払いについて相談するために、金融機関にコンタクトしているか。 - 顧客が期限までに保険料を支払っているか。（金融機関は、顧客をサポートする選択肢を検討することなく、保険料の支払いがなかったことのみを理由として、保険契約を解約すべきではない。） - 顧客にとって重要な保険契約の解約を申し出ているなど、顧客が経済的に困難な状況にあることを示唆するものはないか。
検討すべき選択肢	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、本規則における関係する義務を満たすため、以下のような選択肢を検討しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 顧客が支払うことが可能な価格で、適切な水準の保障を提供する他の保険商品はあるか。 - 顧客の経済状態における変化を勘案して、保障の内容を調整する。これには、保険期間を調整することが含まれる。 - 顧客にとって重要な保険を解約することを回避できるよう、顧客の相談に乗る。 - 顧客のリスク・プロファイルを再評価する。 - 特定の場合において、顧客をより良くサポートできる他の金融機関を紹介することが適当であるかどうかを検討する。

インプリケーション：英国FCAが最終化した本ガイドンスは、保険会社に対して、顧客本位の業務運営をより一層確保することを求めるものとなる。英国の保険会社のプラクティスは、日本の保険会社にとっても参考になり得るものと考えられる。

(出所) FCA 'FCA warns insurers about support provided to struggling customers'

B: EIOPA、第三国の保険会社との再保険取引にかかる監督上の期待（案）を公表（7月10日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、10月10日をコメント期限として、第三国の保険会社との再保険取引の監督にかかる監督上のステートメント案を市中協議に付した。
- 同ステートメントの目的は、第三国の保険会社との再保険取引について、当該第三国が同等性を認められているか否かに関わらず、高品質で一貫した監督が行われることを確保すること。同市中協議文書の主な内容は以下のとおり。

取引の理由の評価	<ul style="list-style-type: none"> 監督当局は、保険会社の再保険戦略やそれがソルベンシーの水準に与える影響を理解できるようにするため、再保険契約の締結前から保険会社と対話を行う必要がある。
リスク管理態勢の評価	<ul style="list-style-type: none"> 監督当局は、第三国の保険会社と大規模に再保険取引を行っている保険会社について、当該保険会社のリスク管理や内部統制の評価を行う。保険会社には、第三国の破綻処理制度等から生じる法的な帰結（担保の取扱いを含む。）を特定し、また、そうしたリスクを低減する施策を設けることが期待される。
再保険契約の評価	<ul style="list-style-type: none"> 再保険契約について、出再者である保険会社は、再々保険の可能性、サイド・レターによる取決めの有無、保険会社の権限による契約終了を規定する条項の有無等を評価し、その結果を文書化しなければならない。
リスク低減のツール	<ul style="list-style-type: none"> リスクの低減のためのツールとして、特定の第三国に対するエクスポージャーの制限、担保の要請、取引先の再保険会社が破綻した場合における当該再保険会社に対する直接請求権の確保等が考えられる。

インプリケーション：日本では、新たなソルベンシー規制の導入が2025年に予定されているところ、保険会社にとっては、再保険を通じたバランスシートにおけるリスク量の最適化は、新規制への対応として採り得る手段の一つとなる。保険会社の事業やリスク管理において再保険が果たす役割の重要性を鑑みると、日本においても、再保険にかかる規制・監督の枠組みがより一層強化されることが期待される。

(出所) EIOPA 'EIOPA consults on supervisory expectations regarding the supervision of reinsurance concluded with third-country reinsurers'

C: EIOPA、サイバー・ストレス・テストにかかるメソドロジー文書を公表（7月11日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、保険会社を対象とするサイバー・ストレス・テストの設計にかかる文書を公表した。その目的の一つは、保険会社のサイバー引受（アフターマティブおよび非アフターマティブ）とサイバー・レジリエンスについて、EIOPAによるボトムアップのストレス・テストの一環としてのサイバー・リスクの評価の設計や実施のアプローチを示すこと。
- 同メソドロジー文書によると、保険会社は、サイバー・ストレス・テストの対象とするエンティティを決定するに際し、以下の指標等を考慮できる。

	サイバー引受	サイバー・レジリエンス
ベンチマーク	<ul style="list-style-type: none"> 非アフーマティブ：EUの損害保険市場の規模 アフーマティブ：特定の損害保険ビジネス・ラインのEU市場の規模、EUのサイバー保険市場の規模 	<ul style="list-style-type: none"> EU市場の規模
エクスポージャー	<ul style="list-style-type: none"> 非アフーマティブ：損害保険ビジネス・ラインの規模 アフーマティブ：特定の損害保険ビジネス・ラインの規模、サイバー保険の規模 	<ul style="list-style-type: none"> 会社の規模
指標	<ul style="list-style-type: none"> 非アフーマティブ：損害保険ビジネス・ラインの総収入保険料、総資産 アフーマティブ：ビジネス・ラインの責任準備金、総収入保険料、総資産、ならびに、サイバー保険にかかる責任準備金および総収入保険料 	<ul style="list-style-type: none"> 総資産、総収入保険料、責任準備金、従業員数等

- 同メソドロジー文書が示す、想定し得るシナリオおよびその影響を評価するための指標は以下のとおり。

	サイバー引受	サイバー・レジリエンス
シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ランサムウェア、停電、クラウド・サービスの停止（商品や補償の内容によって、シナリオの詳細は異なり得る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ①クラウド・サービスの停止、②ランサムウェア攻撃、③データ侵害、④停電、⑤DoS攻撃。
指標	<ul style="list-style-type: none"> アフーマティブ／非アフーマティブ・サイバー商品にかかる責任準備金および支払い保険金の変動 アフーマティブ／非アフーマティブ・サイバー商品の損害率の変動 資産、負債、資本、SCR等の変動 	<ul style="list-style-type: none"> オペレーション：BAUに回復するまでに要する時間、影響を受けるビジネス・プロセス 財務：コスト、総資産、総負債、資本、責任準備金以外の準備金、偶発債務、SCR等の増減

インプリケーション：本メソドロジーの最終化を受けたボトムアップのサイバー・ストレス・テストの進展が期待される。

（出所）EIOPA ‘EIOPA publishes paper on methodological principles of insurance stress testing of cyber risks’

D: FSB、気候関連の財務リスクへの対応にかかるレポートを公表（7月13日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「気候変動による財務リスクへの対応のためのFSBロードマップ：2023年プロGRESS・レポート」を公表した。同レポートは、FSBが2021年7月に公表したロードマップにおける4つの分野（①開示、②データ、③脆弱性の分析、④規制・監督上の実務とツール）について、取組みの進捗状況と今後の課題を整理している。同レポートが指摘している今後の課題の概要は以下のとおり。

<p>開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が最終化した開示基準（IFRS S1およびS2）のタイムリーで広範な利用の促進が重要である。そのためには、証券監督者国際機構（IOSCO）がそれらの基準を直ちに採択することが重要となる。 気候関連の財務リスクのための開示の枠組みの相互運用性（interoperability）の実現に向けた作業も優先課題の一つである。ISSBは、各国・地域やGRI等の機関と作業を継続する。 気候関連の指標の一貫性を確保することも重要である。IMFは、世界銀行、OECDおよび国際決済銀行（BIS）と共同で、気候のアラインメントのアプローチのためのG20金融ワーキング・グループ原則の運用に関する技術的なレポートを公表する予定である。 国際監査・保証基準審議会（IAASB）は「国際サステナビリティ保証基準」を、また、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）は「サステナビリティ報告及び保証のためのグローバルな倫理および独立性基準」をそれぞれ策定中であるところ、2024年末までに最終化されることが期待される。 各国・地域においてサステナビリティ報告にかかる保証が義務化されることとなれば、規制・監督当局にも追加的な責任が求められる。したがって、会計士以外のサステナビリティ保証の実務家のための監督上の枠組みの構築も検討し得る。
<p>データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要であるフォワードルッキングな指標の理解を促し、また、そうした指標を開発するために必要なデータを特定するための作業は引き続き重要である。 気候関連のデータへのニーズについては、金融安定の分析や金融機関のエクスポージャーの監督など、特定のユース・ケースを想定し、そこからバックキャストしてデータ・ギャップを特定することも考えられる。
<p>脆弱性分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連の脆弱性をタイムリーかつ柔軟な方法で定期的にモニターし、また、気候シナリオやその他のフォワードルッキングなアプローチを脆弱性分析に取り込むことは、野心的ではあるが、重要な目標である。その実現に向けて、金融安定にかかるインサイトを導出するために気候シナリオがどのように使えるか、また、金融機関の移行計画が情報の提供においてどのような役割を果たし得るかなどを分析することなどが考えられる。
<p>規制・監督の実務とツール</p>	<ul style="list-style-type: none"> 移行計画は、マクロプルデンシャルの観点からは、企業の長期的な戦略上のアプローチと財務リスクに関する情報を規制当局に提供し、また、マクロプルデンシャルの観点からは、計画の進捗をモニターし、システムック・リスクの蓄積を理解するための、長期的で、フォワードルッキングな情報やデータを提供するものとなる。前者については、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）と各基準設定主体が、監督当局のツールキット等にかかる議論を継続する。後者については、FSBが、移行計画ワーキング・グループを立ち上げ、移行リスクや物理的リスクのモニタリングのための情報の提供という観点から検討を行う。

インプリケーション：サステナビリティ開示について、証券監督者国際機構（IOSCO）は7月25日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が策定した開示基準を採択した。これを受けて、各国・地域における同基準のインプリメンテーション、および、企業による開示の拡充が進展することが期待される。日本の保険会社には、サステナビリティ関連情報のさらなる開示が求められることとなる。

（出所）FSB ‘FSB Roadmap for Addressing Financial Risks from Climate Change: 2023 Progress Report’

E: 豪 APRA、オペレーショナル・リスクの管理にかかる監督基準を最終化（7月17日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、2022年7月に市中協議に付したオペレーショナル・リスク管理にかかる健全性基準（CPS 230）案を最終化した。同基準は、銀行、保険会社等（以下、「金融機関」という。）を対象とするものであり、2025年7月に適用が開始される。なお、APRAは同日、オペレーショナル・リスクの管理にかかる実務ガイドライン（CPG 230）（案）を市中協議に付している。
- 同基準の主な内容は以下のとおり。

主な原則	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、①自身のオペレーショナル・リスクを実効的に管理し、コンダクトとコンプライアンスのための適切な基準を策定し、②甚大な事業の中断（disruptions）時に、重要なオペレーションを許容度（tolerance levels）の範囲内に維持し、③サービス・プロバイダの利用にかかるリスクを管理しなければならない。 金融機関は、不適切なプロセスやシステム、社内外のインシデントから生じ得るオペレーショナル・リスクを特定し、評価し、管理しなければならない。 金融機関は、実行可能な範囲において、重要なオペレーションの中断を回避し、中断時にも許容度の範囲内でオペレーションが継続できるよう、プロセスやシステムを適応させ、また、速やかにBAUに戻らなければならない。 金融機関は、健全性の基準を継続して満たし、また、関係するリスクを実効的に管理できる場合を除き、サービス・プロバイダに依拠してはならない。
リスク管理の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、オペレーショナル・リスクの監督のためのガバナンスの取決め、オペレーショナル・リスクにかかるリスク・アパタイトの水準、事業継続計画等を設けなければならない。 オペレーショナル・リスクの管理は、金融機関の全体的なリスク管理の枠組みやプロセスに統合され、また、事業継続計画は、金融機関の再建・退出計画と一貫したものでなければならない。
役割と責任	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の取締役会は、オペレーショナル・リスクの管理に最終的な責任を負う。
オペレーショナル・リスクの管理	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、法的リスク、規制リスク、コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスク、技術リスク、データ・リスク、変更管理リスク等、広範なオペレーショナル・リスクを管理しなければならない。 金融機関は、自身の事業や戦略にかかる意思決定がオペレーショナル・リスクのプロファイルやオペレーショナル・レジリエンスに与える影響を評価しなければならない。 金融機関は、リスク・アパタイトと整合的にオペレーショナル・リスクを低減し、コンプライアンス上の義務を果たすため、内部統制を設計し、実践しなければならない。 金融機関は、財務や重要なオペレーションの継続に重大な影響をもたらし得るインシデントを検知した場合、遅くとも72時間以内にAPRAに報告しなければならない。
事業継続	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、重要なオペレーションと特定し、その中断の可能性や影響を最小限にとどめるための施策を講じ、また、信頼できる事業継続計画を策定しなければならない。 金融機関は、少なくとも、以下のビジネス・オペレーションを重要なオペレーションとして分類しなければならない。

	<ul style="list-style-type: none"> - 銀行：支払い、預金の受入れと管理、カストディ、精算・決済 - 保険会社：保険金支払い請求の処理 - すべての金融機関：リスク管理、中核的な技術サービス、内部監査 • 金融機関は、サービス・プロバイダとの重要な契約の締結に先立ち、適切なデュー・デジリジェンスを行い、また、サービス・プロバイダを利用することによる財務・非財務リスクを評価しなければならない。すべての重要な契約は、法的拘束力のあるものでなければならない。
--	---

インプリケーション：金融機関によるオペレーショナル・レジリエンスの確保の重要性は日々高まっている。APRAが最終化した監督基準のポイントの一つは、金融機関の重要なオペレーションを明確化したことである。日本の保険会社にも、オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けた取組みを開始することが期待される。

(出所) APRA 'APRA finalises new prudential standard on operational risk'

F: FSB、暗号資産の規制にかかる提言を最終化（7月17日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「暗号資産の活動とマーケットの規制・監督のためのハイレベルな提言」および「グローバル・ステーブルコインの規制・監督のためのハイレベルな提言」をそれぞれ最終化した。それらの提言は、①同じ活動、同じリスク、同じ規制、②ハイレベルかつ柔軟、③技術中立（technology neutral）という3つの原則に立脚している。今後、FSBは、2025年末までにこれらの提言の実施状況をレビューすることを予定している。
- 「暗号資産の活動とマーケットの規制・監督のためのハイレベルな提言」の概要は以下のとおり。

原則1：権限とツール	<ul style="list-style-type: none"> • 規制・監督当局は、暗号資産の活動とマーケットを規制・監督するための適切な権限とツールおよび十分なリソースを有し、また、関係する法令を実効的かつ適切に執行すべきである。
原則2：一般的な枠組み	<ul style="list-style-type: none"> • 規制・監督当局は、「同じ活動、同じリスク、同じ規制」の原則の下、暗号資産の活動とマーケット（暗号資産の発行者とサービス・プロバイダを含む。）に対して、包括的かつ実効的な規制・監督を行うべきである。
原則3：クロスボーダー	<ul style="list-style-type: none"> • 規制・監督当局は、規制・監督の一貫性を確保することなどを目的として、情報共有等が効果的に行われるよう、国内外で互いに協力・協調すべきである。
原則4：ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> • 当局は、暗号資産の発行者およびサービス・プロバイダが包括的なガバナンスの枠組みを構築し、それを開示することを求めるべきである。
原則5：リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> • 当局は、暗号資産の発行者およびサービス・プロバイダが実効的なリスク管理の枠組みを構築することを求めるべきである。
原則6：データ	<ul style="list-style-type: none"> • 当局は、暗号資産の発行者およびサービス・プロバイダがデータの収集、保管、保護およびタイムリーで正確な報告のための強固な枠組みを構築することを求めるべきである。
原則7：開示	<ul style="list-style-type: none"> • 当局は、暗号資産の発行者およびサービス・プロバイダがそのガバナンスの枠組み、オペレーション、リスク・プロファイル、財政状態および商品やサービスについて包括的で、明確で、透明な情報を利用者や関係するステークホルダーに対して開示することを求めるべきである。

原則8：金融安定	<ul style="list-style-type: none"> 当局は、暗号資産のエコシステム内、および、暗号資産のエコシステムとより広範な金融システムとの間における相互関連性を特定し、モニターすべきである。
原則9：規制	<ul style="list-style-type: none"> 当局は、暗号資産サービス・プロバイダおよび複数の機能や活動を統合するその関連会社が適切な規制・監督に服することを確保すべきである。

- なお、グローバル・ステーブルコイン（GSC）に関する提言においては、「GSCの再建と破綻処理」および「償還請求権、安定化のメカニズムおよび健全性の要件」にかかる原則が示されている。

インプリケーション：金融安定理事会（FSB）が暗号資産の規制にかかる提言を最終化したことで、暗号資産の規制がグローバルにコンバージしていくことが期待される。

（出所）FSB ‘FSB Global Regulatory Framework for Crypto-asset Activities’

H: 米 NAIC、保険会社による AI の利用にかかる公報案を公表（7月17日）

- 全米保険監督官協会（NAIC）は、9月5日をコメント期限として、保険会社によるアルゴリズム、予測モデルおよび人工知能システムの利用にかかるNAICモデル公報（bulletin）の公開草案を公表した。同モデル公報は、①規制上のガイダンスと期待（AIシステム（AIS）プログラム・ガイドライン）、②保険会社に対する監督および検査における着眼点（considerations）、の2つのセクションから成る。前者（AISプログラム・ガイドライン）の主な内容は以下のとおり。

全般	<ul style="list-style-type: none"> AISプログラムは、保険会社はその意思決定においてAIを利用する際、恣意的、予断的、不当に差別的、もしくは、不公正な取引にかかる法律に違反する意思決定が行われるリスクを低減するように設計されなければならない。 AISプログラムは、ガバナンス、リスク管理と統制、および、内部監査機能をカバーするものであり、かつ、取締役会等によって承認されたものでなければならない。 AISプログラムは、保険商品のライフ・サイクルにわたるAISの利用に対応するものでなければならない。
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> AISプログラムは、AISの監督のためのガバナンスの枠組みを含むものでなければならない。ガバナンスは、AISの設計と実装における透明性、公正性および説明責任を優先すべきである。 ガバナンスとして、AISの開発にかかる基準、リスク管理や内部統制の方針、プロセスおよび手順、ならびに、AISプログラムの主要な責任者の役割と責任が整備されなければならない。
リスク管理と内部統制	<ul style="list-style-type: none"> AISプログラムは、保険会社のリスクの特定、低減および管理の枠組み、ならびに、内部統制を文書化すべきである。 リスク管理および内部統制は、AISの開発、採択、取得の監督および承認プロセス、データ管理のプロセスや説明責任を確保するための手順、ならびに、アルゴリズムや予測モデルの管理と監督等をカバーすべきである。
サードパーティのAIシステム	<ul style="list-style-type: none"> AISプログラムは、サードパーティによって開発あるいは導入されるAISの取得、利用もしくは依拠の基準を含むべきである。それには、保険会社によるサードパーティのデュー・ディリジェンス、サードパーティとの契約条項の必須要件（保険会社によるサードパーティの監査等）等が含まれる。

- ②保険会社に対する監督および検査における着眼点では、保険会社には、AISプログラムにかかる文書、AISプログラムの採択、実装、維持、モニタリングおよび監督にかかる文書、AISプログラムの遵守状況を示す文書、ならびに、サードパーティのデュー・ディリジェンスや契約条項、および、監査にかかる文書等を提出することが求められる旨が示されている。

インプリケーション：AI利用に関する規制は、保険業界に限らず、技術の発展を追いかけて急速に検討が進められている状態にある。NAICによる保険会社向けのモデル公報の策定の試みは、グローバルな保険セクターにおいて先行した取組みであると考えられ、今後各国においても規制の整備が進むものと想定される。保険会社には、AIを利用するに際し、AIガバナンスやリスク管理の枠組み（ベンダーの選定にかかる方針等を含む。）の構築と実践が求められている。

（出所）NAIC, 'NAIC MODEL BULLETIN: USE OF ALGORITHMS, PREDICTIVE MODELS, AND ARTIFICIAL INTELLIGENCE SYSTEMS BY INSURER'

I: EBA、再建計画におけるリカバリー・キャパシティに関するガイダンスを最終化（7月19日）

- 欧州銀行監督機構（EBA）は、再建計画における全体的なリカバリー・キャパシティ（overall recovery capacity：ORC）に関するガイダンスを最終化した。同ガイダンスは、銀行がORCを評価するための共通の枠組みを提示するものとなる。
- 銀行が自身のORCを評価するための枠組みの概要は以下のとおり。

前提	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、ORCを決定するため、①信頼性があり、実行可能なリカバリー・オプションのリスト、②甚大なマクロ経済および金融ストレスのシナリオの範囲、を定義しなければならない。 上記の事項の定義を踏まえ、金融機関は、ORCを「再建計画におけるすべての関係する甚大なマクロ経済および金融ストレスのシナリオに対する『シナリオごとの再建のキャパシティ（＝個々のシナリオにおいて利用可能で適切なリカバリー・オプションの定量的な影響の合計額）』の範囲」として決定しなければならない。
ORCの構成要素	<ul style="list-style-type: none"> リカバリー・オプションの信頼性および実行可能性を評価する際に検討する要素には、以下のものが含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> - リカバリー・オプションの実施にかかる自身および競合金融機関の経験 - リカバリー・オプションを実施するための準備の水準 - リカバリー・オプションの実施後にオペレーションの継続が可能であるか否かの評価 - 銀行の資本、流動性、収益性およびリスク・プロファイルに与える影響 - リカバリー・オプションの実施に要する時間 - リカバリー・オプションの実施を妨げる要因の有無 個々のシナリオの再建のキャパシティを計算するに際し、銀行は、当該シナリオは、監督上の検証・評価プロセス（SREP）に基づく資本もしくはレバレッジ比率の要件に抵触する結果となる、と仮定する。
再建の能力の計算	<ul style="list-style-type: none"> 期間：銀行は、リカバリー・オプションの実施の効果を、資本については18か月、流動性ポジションについては6か月の時間軸で評価すべきである。 表示：銀行は、再建のキャパシティを、CET1比率、総資本比率、レバレッジ比率、流動性カバ

	レッジ比率、安定調達比率の関係する再建計画指標（recovery plan indicators）で表示すべきである。
ORCの決定	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、個々のシナリオにとって適切なリカバリー・オプションを選択するに際し、①相互排他性、②相互依存性、③複数のオプションを同時に実施するためのオペレーション上のケイパビリティ、④レピュテーション・リスクへの影響、⑤複数のオプションを実施する際の、ビジネス・モデルや収益性への影響などを勘案すべきである。 銀行は、ORCの範囲を決定するため、資本および流動性の再建計画指標について、上限と下限をそれぞれ計算すべきである。

- 銀行監督当局は、銀行が評価したORCに必要な調整を加えた上で、関係するRP指標の指標を勘案し、①十分（satisfactory）、②改善の余地あり（adequate with potential room for improvement）、③脆弱（weak）の評価を付す。

インプリケーション：銀行セクターにおける再建計画の策定にかかる規制の枠組みの整備やプラクティスの蓄積が進む中、保険セクターにおける再建計画にかかる取組みには大きな進展は見られていない。保険契約者の保護と金融安定の確保のため、保険セクターにおいても取組みが進展することが期待される。

（出所）EBA ‘The EBA publishes final guidance on the overall recovery capacity in recovery planning’

J: 豪 APRA、金融機関の説明責任にかかる規制案を公表（7月20日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、8月17日を回答期限として、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）と共同で、「金融機関による説明責任制度（Financial Accountability Regime：FAR）」（案）を市中協議に付した。FARは、2018年7月に施行された「銀行の役員の説明責任制度（Banking Executive Accountability Regime：BEAR）」に置き換わることが予定されている。

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> FARは、銀行、保険会社、非オペレーティング持株会社（NOHCs）等の取締役および上級経営陣に適用される。
施行時期	<ul style="list-style-type: none"> 銀行については、2023年金融説明責任法が成立してから6か月後、保険会社については、同18か月後に、それぞれFARが適用開始となる。
規制の概要	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、「主要な機能（key functions）」に責任を有する者について、以下の事項を登録しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 当該者の責任の開始日、生年月日、電話番号およびメール・アドレス - 当該者の雇用の状況（職位、同職位の着任日、雇用者名、雇用の開始時期等） - 主要な機能にかかる情報（当該者が責任を有する主要な機能、責任の開始日） - レポートライン（当該者がレポートする者の職位、レポートの開始日等） - 停職（開始日と終了日）
主要な機能	<ul style="list-style-type: none"> 銀行の主要な機能は、資本管理、コンダクト・リスク管理、信用リスク管理、データ管理、財務および当局報告、流動性・調達管理、市場リスク管理、オペレーショナル・リスク管理、商品設

	<p>計および販売、再建・退出・破綻処理計画、リスク・カルチャー、テクノロジー管理等。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保険会社の主要な機能は、別途指定される予定。
--	--

インプリケーション：オーストラリア健全性規制庁（APRA）が公表した本規制案は、金融機関の主要な機能の責任者の説明責任を確保するための手段の一つとして、有用なものであると考えられる。

（出所）APRA ‘APRA and ASIC commence early consultation on FAR’

K: EIOPA、商品の監督とガバナンスにかかる提言を公表（7月20日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、商品の監督とガバナンス（Product Oversight and Governance：POG）について、欧州域内の監督当局を対象として、その監督アプローチ等についてピア・レビューを実施した。同レビューの結果を踏まえて各国の監督当局に対して示された主な提言は以下のとおり。

分野	提言の概要
POG監督の組織とリソース	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、保険マーケットにおけるリスクと比例したPOG監督のための定義づけされた、包括的な枠組みを設けるべきである。POG監督は、明確に定義された目的を有するべきである。また、監督当局は、POG監督が通常の監督活動に組み込まれ、自身の監督戦略に反映されていることを確保すべきである。 • 監督当局は、POG監督の知見を有する者を適切に確保すべきである。そのリソースは、保険ベースの投資商品（IBIPs）などの商品の複雑性やリスクの水準、自国の保険マーケットの特性を勘案したものであるべきである。
リスクベース・アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、POGの要件を完全に統合したコンダクト監督のためのシステムティックで実効的なリスクベースの監督上の枠組みを有するべきである。その枠組みは、消費者に影響するリスクを特定し、また、監督上の優先事項を明確に特定できるよう、商品および保険会社の両方の観点からのリスク評価を含んだものであるべきである。 • 同枠組みは、商品が消費者に与える影響やリスクの顕在化の可能性を評価するための、量的および定性的な施策を含むものであるべきである。監督当局は、商品の開発者がPOGの取決めにおいて管理し、モニターする、商品のリスクを特定すべきである。また、監督当局は、期待されない消費者への商品・サービスの提供を定義し、また、保険会社が消費者に対して良い商品・サービスを提供するという概念を整理しているかどうかを評価すべきである。
監督上の期待の表明	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、IBIPsに適用されるPOGの全ての要件をカバーする監督上の期待を明確にし、マーケットに対して周知すべきである。そうした周知は、ガイドライン等の公式な形で、もしくは、監督上の対話の一環として行われるべきである。 • 監督当局は、保険会社のPOGにかかる取決めの実効性を評価することで、保険会社が監督上の期待を満たしていることを確認すべきである。
監督の手法とツール	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、POGの要件が適切かつ正確に実施されることを確保するため、監督上のプロセスを整備すべきである。監督当局は、特にIBIPsについて、目的適合的なPOG監督のプロセスを有しているべきである。

監督上の行動	<ul style="list-style-type: none"> 監督当局は、適切な数のIBIPsおよびその開発者について、立入検査やオフサイト検査、テーマ別レビューなど、システムティックな監督を行うべきである。 監督上の行動は、保険会社が実効的で包括的なPOGの方針や手順を有しており、また、商品の承認、販売、販売後のモニタリング等において顧客中心のアプローチを採用しているかなど、保険会社のPOG要件の適用を評価することを目的とすべきである。
--------	---

インプリケーション：商品の監督とガバナンスは、顧客本位の業務運営の観点などから、非常に重要なテーマである。日本の保険会社は、欧州における規制・監督の枠組みや保険会社のプラクティスを参照しつつ、商品ガバナンスを強化していくことが期待される。

(出所) EIOPA ‘Supervisors across Europe continue to strengthen POG supervision’

L: 加 OSFI、暗号資産にかかる資本規制案を公表（7月26日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、9月20日をコメント期限として、暗号資産のエクスポージャーにかかる規制上の資本および流動性の取扱いに関する銀行および保険会社向けのガイドライン案を市中協議に付した。同ガイドライン案は、最終化された場合、2022年8月に公表された「中間ガイダンス」¹に置き換わる形で、2025年第1四半期から適用開始となる。保険会社向けのガイドライン案の主な内容は以下のとおり。

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産（「暗号技術や分散型台帳（DLT）もしくはそれに類似する技術に依拠している民間のデジタル資産」と定義される。）、および、DLT等を通じて発行された電子化証券（dematerialised securities。物理的な証券から電子帳簿保存に移行された証券。本ガイドラインでは、「トークン化された伝統的な資産」と言う。）。中央銀行デジタル通貨（CBDCs）は対象外。
資本規制上のアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> 簡素化されたアプローチ：限定的なエクスポージャーを有する保険会社は、グロスTier 1もしくは利用可能資本から暗号資産に対するエクスポージャーの全額を控除。 包括的なアプローチ：簡素化されたアプローチを使用する保険会社以外の保険会社は、暗号資産のエクスポージャーを以下で記載の4つに分類し、それぞれについて要件を定める。 追加的なリスクの考慮：すべての保険会社は、オペレーショナル・リスク、大口エクスポージャー・リスク、および、外国支店に対する要件を勘案しなければならない。
暗号資産の分類	<ul style="list-style-type: none"> グループ1a：別に規定する4つの分類要件を満たす、トークン化された伝統的な資産。 グループ1b：分類要件を満たす実効的な安定化メカニズムを有する暗号資産（ステーブルコインを含む。）。 グループ2a：分類要件を満たさないものの、別に規定するグループ2aのヘッジ認識要件を満たす暗号資産。 グループ2b：分類要件、グループ2aのヘッジ認識要件ともに満たさない暗号資産。

¹「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 26, 2022年8月～9月）」記事Dを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202209_ins_regulation.pdf

資本規制上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> グループ1の暗号資産：利用可能資本、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについて、基本的には、現行の規制と同じ取扱い。 グループ2の暗号資産：グロスTier 1資本から全額を控除する。
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> グループ2のエクスポージャー制限：グループ2の暗号資産に対する総エクスポージャーは、グロスTier 1資本（生命保険会社の場合）もしくは利用可能資本（損害保険会社の場合）の1%超であるべきではなく、また、それらの2%を超えてはならない。 大口エクスポージャー規制：OSFIの大口エクスポージャー・ガイドラインに定める規定が適用される。 外国の保険会社の支店：暗号資産を供託することは認められない。 リスク管理：保険会社は、暗号資産のリスクを特定し、評価し、低減するための方針と手順を定めるなど、適切なリスク管理を行わなければならない。

インプリケーション：カナダ金融機関監督庁（OSFI）が公表した暗号資産にかかる資本規制（案）は、保険会社に対する暗号資産にかかるグローバルな資本規制やリスク管理の枠組みの策定において参照され得るものと考えられる。

（出所）OSFI ‘OSFI launches consultation on regulatory capital and liquidity treatment of crypto-asset exposures’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

海老崎 美由紀 / Miyuki Ebisaki (記事H)

マネジャー

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハワイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301